

小・中学校に通うお子さんを
お持ちの保護者の皆様へ



安来市は お子さんの学びを 支えます

やすぎし しゅうがくえんじょせいど 安来市の就学援助制度について

しゅうがくえんじょせいど きょういく きかいきんとう せいしん ちと
就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、
けいざいてき りゆう しゅうがく こんなん みと じどう
経済的な理由によって就学が困難と認められる児童
およ せいど ほごしゃ たい ひつよう えんじょ おこな
及び生徒の保護者に対して必要な援助を行い、
すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けら
れるようにする制度です。

にんていようけん もと しんせい きぼう かた
認定要件に基づき申請を希望される方は、
はいふ しんせいしよ ひつようしよるい てんぶ がっこう ていしゅつ
配布の申請書に必要な書類を添付し学校へ提出
してください。



就学援助の内容

学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費・日本スポーツ振興センター掛金・校外活動費
修学旅行費・学校給食費・PTA会費・生徒（児童）会費・クラブ活動費・卒業アルバム代等
※上限があります。 ※領収書の提出が必要な費目があります。

なお、4月からの認定分については

2月9日（木）までに、申請書を提出してください。

【お問い合わせ先】

現在、通学している学校 または
安来市教育委員会 学校教育課（Tel 23-3180）

安来市教育委員会

安来市安来町 878 番地 2（安来中央交流センター1階）

Q1. 就学援助を受けられるのは？

次の認定要件のいずれかに該当する世帯が対象です。（毎年度申請が必要です。）
複数の認定要件に該当する場合は、いずれか1つの書類をご準備ください。

認定要件	添付書類
①生活保護が停止または廃止になった	停止又は廃止の証明書及び 市民税・県民税（所得・課税）証明書
②市県民税が非課税になった	市県民税非課税証明書
③市県民税が減免になった	減免決定通知書の写し
④個人事業税が減免になった	
⑤固定資産税が減免になった	
⑥国民健康保険税が減免になった	決定・許可通知書の写し
⑦国民健康保険税の徴収の猶予を受けた	徴収猶予決定通知書の写し
⑧児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し ※有効期限、受給者氏名、手当月額の記載されている 面をコピーすること
⑨その他教育委員会が適当と認める場合	市民税・県民税（所得・課税）証明書 （同一生計の方全員分） また、その他提出を必要とされる書類

※家族全員の所得額の合計が目安となる所得額を下回る場合、『⑨その他教育委員会が適当と認める場合』として認定します。

【認定の目安となる所得額】

世帯人数 (世帯構成の例)	2人世帯 (母、子1人)	3人世帯 (父、母、子1人)	4人世帯 (父、母、子2人)	5人世帯 (父、母、子3人)
所得額	194万円	204万円	259万円	306万円

- ・所得とは、年間収入額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。
- ・同一生計の方全てを審査対象とします。
- ・上記所得額はおよその目安です。認定は審査の結果によります。

Q2. 申請の方法は？

申請書を記入のうえ、上記認定要件の添付書類を添えて学校へ提出してください。
ただし、新中学校1年生の4月からの認定分については、所属の小学校へ提出してください。
申請書が必要な場合は、学校及び教育委員会にあります。

Q3. 申請の時期は？

年間を通じて随時受け付けています。（学校へ提出）
ただし、4月からの認定分については、2月9日（木）までに提出してください。

Q4. 審査は？

申請受付後に教育委員会で審査を行い、学校を通じて結果をお知らせします。

Q5. 支給の方法は？

各学校を通じて支給します。